

福祉サービス



マイナンバーが必要です
カラーページを
参照ください

マイナンバー

福祉サービス一覧 ○ 障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障害福祉サービスで、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」等があります。

●利用に際しては、全国共通の指標である障害支援区分認定が必要となるものがあります。

サービス種類		対象者		サービス区分
		障がい者・ 難病患者等	障がい児	
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	○	○	介護給付
	重度訪問介護	○	—	
	同行援護	○	○	
	行動援護	○	○	
	重度障害者等包括支援	○	○	
日中活動系	短期入所	○	○	介護給付
	療養介護	○	—	
	生活介護	○	—	
施設系	施設入所支援	○	—	介護給付
居住支援系	自立生活援助	○	—	
	共同生活援助	○	—	
訓練系 ・ 就労系	自立訓練（機能訓練）	○	—	訓練等給付
	自立訓練（生活訓練）	○	—	
	就労選択支援	○	—	
	就労移行支援	○	—	
	就労継続支援A型（雇用型）	○	—	
	就労継続支援B型（非雇用型）	○	—	
	就労定着支援	○	—	
通所	児童発達支援（就学前）	—	○	障害児 通所給付
	放課後等デイサービス（就学後）	—	○	
	居宅訪問型児童発達支援	—	○	
	保育所等訪問支援	—	○	

障害者手帳をお持ちの方などのほか、難病患者等も対象となる場合があります。障害者総合支援法の対象疾病（難病等）は376疾病あります。（令和7年4月1日現在）。一覧については、厚生労働省ホームページで確認できます。

問合せ先…市社会福祉課 ⑨番窓口